

令和8年1月23日開会

## 第1回 更別村議会臨時会議案

承認第1号

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
の専決処分の承認を求める件

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し  
たので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年1月23日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。



専決第1号

専決処分書

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月2日

更別村長 西山 猛

理 由

水道管凍結に伴う断水の修繕を早急に行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集する暇がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	収	入		(計)
		(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 簡易水道事業収益		148,519千円	954千円	149,473千円
第2項 営業外収益		63,583千円	954千円	64,537千円
(科目)	支	出		(計)
		(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 簡易水道事業費用		179,349千円	954千円	180,303千円
第1項 営業費用		173,026千円	954千円	173,980千円

令和8年1月2日提出

更別村長 西山 猛

# 令和7年度 更別村簡易水道事業特別会計補正予算実施計画

## 収益的収入及び支出

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算明細書

収益の収入及び支出  
収入

(単位:千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
1 簡易水道事業収益	148,519	954	149,473			
2 営業外収益	63,583	954	64,537			
3 負担金	4,383	954	6,337	受益者負担金	954	・ 共同施設維持管理負担金 954

支出

(単位:千円)

款 項 目	補正前	補正額	補正後	節		説 明
				区 分	金 額	
1 簡易水道事業費用	179,349	954	180,303			
1 営業費用	173,026	954	173,980			
1 原水及び浄水費	48,549	954	49,503	修繕費	954	・ 修繕費 954

承認第2号

令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の  
承認を求める件

令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年1月23日提出

更別村長 西 山 猛

理 由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。



専決第2号

専決処分書

令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

更別村長 西山 猛

理 由

衆議院解散に伴い衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を行う事務経費を追加補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分するものである。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）

令和7年度更別村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,760,635千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の区分別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月20日

更別村長 西山 猛

# 第1表 歳入歳出予算補正

(単位: 千円)

( 歳 入 ) 款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		2, 202, 198	2, 055	2, 204, 253
	1. 地方交付税	2, 202, 198	2, 055	2, 204, 253
15. 道支出名		543, 475	3, 000	546, 475
	3. 委託金	20, 259	3, 000	23, 259
歳 入 合 計		7, 755, 580	5, 055	7, 760, 635

# 第1表 歳入歳出予算補正

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,111,639	5,055	2,116,694
	4. 選挙費	5,652	5,055	10,707
歳出	合計	7,755,580	5,055	7,760,635

令和7年度

更別村一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

更 別 村

1. 総括

(歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 村税	656,864	0	656,864
2. 地方譲与税	131,443	0	131,443
3. 利子割交付金	205	0	205
4. 配当割交付金	1,401	0	1,401
5. 株式等譲渡所得割交付金	1,504	0	1,504
6. 法人事業税交付金	6,401	0	6,401
7. 地方消費税交付金	72,914	0	72,914
8. 環境性能割交付金	11,121	0	11,121
9. 地方特例交付金	2,814	0	2,814
10. 地方交付税	2,202,198	2,055	2,204,253
11. 交通安全対策特別交付金	562	0	562
12. 分担金及び負担金	30,334	0	30,334
13. 使用料及び手数料	124,671	0	124,671
14. 国庫支出金	519,334	0	519,334
15. 道支出金	543,475	3,000	546,475
16. 財産収入	56,265	0	56,265
17. 寄附金	501,100	0	501,100
18. 繰入金	1,350,354	0	1,350,354
19. 繰越金	214,003	0	214,003
20. 諸収入	93,117	0	93,117
21. 村債	1,235,500	0	1,235,500
歳入合計	7,755,580	5,055	7,760,635

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国道支出金	地方債	
1. 議会費	49,961	0	49,961			
2. 総務費	2,111,639	5,055	2,116,694	3,000		2,055
3. 民生費	1,189,987	0	1,189,987			
4. 衛生費	474,054	0	474,054			
5. 労働費	7,238	0	7,238			
6. 農林水産業費	630,769	0	630,769			
7. 商工費	164,032	0	164,032			
8. 土木費	692,259	0	692,259			
9. 消防費	211,061	0	211,061			
10. 教育費	1,603,358	0	1,603,358			
11. 災害復旧費	3,300	0	3,300			
12. 公債費	609,387	0	609,387			
13. 諸支出金	4,535	0	4,535			
14. 予備費	4,000	0	4,000			
歳出合計	7,755,580	5,055	7,760,635	3,000		2,055

入

歳

## (款) 10 地方交付税

(単位：千円)

科 項 目 (款 項 目)	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款10 地方交付税	2,202,198	2,055	2,204,253			
項1 地方交付税	2,202,198	2,055	2,204,253			
目1 地方交付税	2,202,198	2,055	2,204,253	1 地方交付税	2,055	普通交付税 2,055

## (款) 15 道支出金

款15 道支出金	543,475	3,000	546,475			
項3 委 託 金	20,259	3,000	23,259			
目1 総務費委託金	12,716	3,000	15,716	5 選挙費委託金	3,000	衆議院議員選挙委託金 3,000

出

歳

(単位：千円)

(款)2 総務費

科目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
款2 総務費	2,111,639	5,055	2,116,694	3,000	2,055			
項4 選挙費	5,652	5,055	10,707	3,000	2,055			
目3 衆議院議員選挙費	0	5,055	5,055	道	2,055			(1) 衆議院議員選挙経費 5,055(臨時分)
						1	報酬	670
						3	選挙管理委員会委員報酬 投票管理・職務代理者 投票管理報酬	143 204 138
						8	投票管理職務代理者報酬 開票管理報酬 開票管理職務代理者報酬	47 10 9
						10	投票・選挙立会人 投票立会人報酬 開票立会人報酬	323 242 81
						11	職員手当等 事務従事者手当 費用弁償	1,760 17
						12	選挙管理委員会委員費用弁償 投票立会人費用弁償 開票立会人費用弁償	5 1 11
						13	需用費 消耗品費 消耗品費 燃料費 上更別消防会種燃料費 印刷製本費 印刷製本費	628 236 28 196

(款)2 総務費

(単位：千円)

科目 (款項目)	補正前の額	補正額	計	補正額の財源区分		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
								食料費	168
								食料費	841
								11 役員 通運搬費	492
								郵便料	349
								手教料	283
								投票用紙計数機点検調整料	66
								除雪手教料	1,122
								12 委託料 その他業務委託料	
								選挙ポスター掲示場作成委託料	
								13 使用料及び賃借料 使用料	17
								複写機使用料	

給 与 費 明 細 書

書 細 明 費 与 給 与 書

1 特別職

(単位：千円)

区	分	職員数 (人)	給			与			費	計	合	計	備	考		
			報	酬	給	料	期	末							手	当
補正後	長	3			22,524	9,228						31,752	4,980	36,732		
	議	8	20,299			7,770						28,069	5,027	33,096		
	その他 特別職	256	23,220									23,220		23,220		
	計	267	43,519	22,524	16,998						83,041	10,007	93,048			
補正前	長	3		22,524	9,228						31,752	4,980	36,732			
	議	8	20,299		7,770						28,069	5,027	33,096			
	その他 特別職	256	22,550								22,550		22,550			
	計	267	42,849	22,524	16,998						82,371	10,007	92,378			
比較	長	0		0	0	0					0	0	0			
	議	0	0		0						0	0	0			
	その他 特別職	0	670								670		670			
	計	0	670	0	0	0					670	0	670			

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考		
		報酬	料職員手当等	計	児童手当			通勤手当	時間外勤務手当	
補正後	79	295,747	185,669	481,416	97,631	579,047				
補正前	79	295,747	183,909	479,656	97,631	577,287				
比較	0	0	1,760	1,760	0	1,760				
区分	分	扶養手当	期末手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	児童手当	通勤手当	時間外勤務手当	
補正後	後	6,835	66,883	7,987	9,712	14,041	4,200	959	16,014	
補正前	前	6,835	66,883	7,987	9,712	14,041	4,200	959	16,014	
比較	較	0	0	0	0	0	0	0	0	
区分	分	投票事務従事者手当	特殊勤務手当	休日勤務手当					計	
補正後	後	2,980	18	65					185,669	
補正前	前	1,220	18	65					183,909	
比較	較	1,760	0	0					1,760	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減の事由別内訳	説明	備考
職員手当等	1,760	その他の増減分	1,760 投票事務従事者手当	1,760

3 給料及び職員手当等の科目別内訳

(1) 款1 議会費 項1 議会費 目1 議会費

款	項	目	職員数 (人)	給			与		費 計	共 済 費 合 計
				給	料	手	当	計		
議	會	費	1	4,982			2,955	7,937	1,682	9,619
		計	1	4,982			2,955	7,937	1,682	9,619

(単位：千円)

(2) 款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費

款	項	目	職員数 (人)	給			与		費 計	共 済 費 合 計
				給	料	手	当	計		
総	務	費	21	75,196			47,551	122,747	25,502	148,249
		村有林管理費	1	2,413			1,294	3,707	761	4,468
		徴税総務費	4	13,190			7,763	20,953	4,339	25,292
		戸籍・住民基本台帳費	2	7,146			4,093	11,239	2,321	13,560
		統計調査費	1	4,671			3,924	8,595	1,698	10,293
民	生	社福費	2	9,432			5,580	15,012	3,187	18,199
		老人福祉費	6	23,206			12,933	36,139	7,470	43,609
		児童福祉費	5	19,173			11,342	30,515	6,422	36,937
衛	生	保健衛生費	4	13,578			7,184	20,762	4,225	24,987
農	林	産業費	4	15,511			9,049	24,560	5,036	29,596
		農業費	3	11,341			8,333	19,674	3,817	23,491
商	工	商工費	3	10,820			6,731	17,551	3,631	21,182
土	木	土木管理費	3	12,137			7,806	19,943	4,061	24,004
		道路橋梁費	2	7,890			5,821	13,711	1,538	15,249
		道路新設改良費	1	4,721			2,694	7,415	1,545	8,960
		計	62	230,425			142,098	372,523	75,553	448,076

(単位：千円)

(3) 款2 総務費 項4 選挙費 目2 参議院議員選挙費 (単位:千円)

款	項	目	職員数		給料手		与当		費計	共済費合	計
			(人)	—	給	料手	給	料手			
総務費	選挙費	参議院議員選挙費	—	—	—	—	1,220	1,220	1,220		1,220
		計					1,220	1,220	1,220		1,220

(4) 款2 総務費 項4 選挙費 目3 衆議院議員選挙費 (単位:千円)

款	項	目	職員数		給料手		与当		費計	共済費合	計
			(人)	—	給	料手	給	料手			
総務費	選挙費	衆議院議員選挙費	—	—	—	—	1,760	1,760	1,760		1,760
		計					1,760	1,760	1,760		1,760

(5) 款6 農林水産業費 項1 農業費 目1 農業委員会費 (単位:千円)

款	項	目	職員数		給料手		与当		費計	共済費合	計
			(人)	2	給	料手	給	料手			
農林水産業費	農業費	農業委員会費	2	2	8,436	8,436	5,392	5,392	13,828	2,896	16,724
		計			8,436	8,436	5,392	5,392	13,828	2,896	16,724

(6) 款10 教育費 項1 教育総務費 目2 事務局費 (単位:千円)

款	項	目	職員数		給料手		与当		費計	共済費合	計
			(人)	3	給	料手	給	料手			
教育費	教育総務費	事務局費	3	3	12,211	12,211	7,574	7,574	19,785	4,278	24,063
幼稚園	幼稚園費	幼稚園管理費	7	7	23,967	23,967	14,157	14,157	38,124	7,881	46,005
社会教育	社会教育費	社会教育総務費	3	3	10,750	10,750	7,446	7,446	18,196	3,631	21,827
保健体育	保健体育費	学校給食費	1	1	4,976	4,976	3,067	3,067	8,043	1,710	9,753
		計	14	14	51,904	51,904	32,244	32,244	84,148	17,500	101,648

## 議案第1号

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例制定の件

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年1月23日提出

更別村長 西 山 猛

### 1 理 由

国家公務員の給与の取扱いに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものである。

### 2 要 旨

12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の350から100分の355に改める。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月1日に在職する者 100分の355</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき議員報酬の月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月1日に在職する者 100分の350</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第2号

更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年1月23日提出

更別村長 西山 猛

### 1 理由

国家公務員の給与の取扱いに準じて特別職の職員で常勤のものとの期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものである。

### 2 要旨

- (1) 第1条において12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の235に改める。
- (2) 第2条において6月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の232.5に、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の235から100分の232.5に改める。

更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(昭和38年更別村条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき給料月額に村長は100分の5、副村長及び教育委員会教育長は100分の8の割合を乗じて得た額を加算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月1日に在職する者 100分の235</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき給料月額に村長は100分の5、副村長及び教育委員会教育長は100分の8の割合を乗じて得た額を加算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) (略) (2) 12月1日に在職する者 100分の230</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき給料月額に村長は100分の5、副村長及び教育委員会教育長は100分の8の割合を乗じて得た額を加算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日に在職する者 <math>100\frac{232.5}{100}</math> (2) 12月1日に在職する者 <math>100\frac{232.5}{100}</math></p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において受けるべき給料月額に村長は100分の5、副村長及び教育委員会教育長は100分の8の割合を乗じて得た額を加算した額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月1日に在職する者 <math>100\frac{230}{100}</math> (2) 12月1日に在職する者 <math>100\frac{235}{100}</math></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第3号

### 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定 の件

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定するものとする。

令和8年1月23日提出

更別村長 西 山 猛

#### 1 理 由

更別村職員の給与について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行う  
ため、この条例を制定しようとするものである。

#### 2 要 旨

- (1) 第1条において、通勤手当及び宿直手当、日直手当の支給額を  
改める。
- (2) 第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合について  
100分の125から100分の127.5に改める。
- (3) 第1条において、勤勉手当の総額の限度額を算出するために、  
勤勉手当基礎額に乗じる率を、12月に支給する場合について100分の  
105から100分の107.5に改める。
- (4) 第1条において、行政職給料表を改める。
- (5) 第2条において、通勤手当に駐車場等に係る通勤手当を新たに  
設ける。
- (6) 第2条において、期末手当については、6月に支給する支給割  
合は、100分の125から100分の126.25に、12月に支給する支給割合は、  
100分の127.5から100分の126.25に改める。
- (7) 第2条において、勤勉手当の総額の限度額を算出するために、

勤勉手当基礎額に乗じる率を、6月に支給する支給割合は、100分の105から100分の106.25に、12月に支給する支給割合は、100分の107.5から100分の106.25に改める。

(8) 第3条において、附則の経過措置を改める。

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円</p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円</p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円</p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円</p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円</p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円</p> <p>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円</p> <p>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である</p>

る職員 29,100円

- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～6 (略)

(宿直手当、日直手当)

第13条の2 宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき11,550円を超えない範囲内で規則で定める額を宿直手当又は日直手当として支給する。

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が

る職員 26,200円

- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～6 (略)

(宿直手当、日直手当)

第13条の2 宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき11,100円を超えない範囲内で規則で定める額を宿直手当又は日直手当として支給する。

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が

あるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～6 (略)

別表第1 (一) (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	242,000	円	円	円	円
	2		243,300	276,300	309,800	332,600	366,800
	3		244,700	277,300	311,300	334,400	368,500
	4		246,100	278,300	312,700	336,200	370,100
	5		247,500	279,300	314,100	337,900	371,700
	6		248,900	280,300	315,500	339,600	373,300
	7		250,300	281,300	316,600	341,300	375,100
	8		251,700	282,200	317,600	343,000	376,600
	9		253,100	283,200	318,800	344,600	378,200
	10		254,300	284,200	320,000	346,200	379,500
	11		255,600	285,200	321,600	347,900	381,100
	12		256,900	286,200	323,200	349,600	382,700
	13		258,100	287,200	324,800	351,200	384,200
			258,100	288,200	326,200	352,700	386,100

あるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、支給する勤労手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤労手当基礎額に100分の105

を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」とする。

4～6 (略)

別表第1 (一) (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円
	2		230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	3		231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	4		233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	5		234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	6		236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	7		237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	8		239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	9		240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	10		242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	11		243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	12		244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	13		246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
			247,400	277,400	315,400	341,500	374,600

14	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
15	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
16	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
17	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
18	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
19	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
20	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
21	195,800	297,900	338,700	364,800	400,000
22	196,900	299,100	340,400	366,300	401,400
23	198,100	300,300	342,100	367,800	402,800
24	199,200	301,600	343,700	369,300	404,200
25	200,300	302,900	344,900	371,000	405,600
26	202,000	303,900	346,800	372,800	406,800
27	203,600	304,900	348,500	374,400	408,000
28	205,200	305,900	350,100	376,100	409,000
29	206,700	307,000	351,600	377,500	410,100
30	208,400	308,200	353,200	378,800	411,300
31	210,000	309,300	354,800	380,000	412,400
32	211,600	310,500	356,400	381,400	413,500
33	213,100	311,600	358,100	382,500	414,200
34	214,800	312,900	359,900	383,400	414,900
35	216,500	314,200	361,700	384,400	415,500
36	218,200	315,500	363,500	385,400	416,200
37	219,400	316,700	365,000	386,200	416,800
38	221,000	318,000	366,400	387,100	417,400
39	222,600	319,300	367,800	388,000	417,900
40	224,100	320,600	369,200	388,800	418,300
41	225,600	321,900	370,700	389,600	418,700
42	227,200	323,100	371,500	390,400	418,900

14	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	183,500	287,300	328,000	353,700	388,500
22	184,600	288,500	329,700	355,200	389,900
23	185,800	289,800	331,400	356,700	391,300
24	186,900	291,100	333,000	358,200	392,700
25	188,000	292,400	334,200	359,900	394,100
26	189,700	293,400	336,100	361,700	395,300
27	191,300	294,400	337,800	363,400	396,500
28	192,900	295,500	339,400	365,100	397,500
29	194,500	296,600	340,900	366,500	398,600
30	196,200	297,800	342,500	367,800	399,800
31	197,800	298,900	344,100	369,000	400,900
32	199,400	300,100	345,700	370,400	402,000
33	201,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	202,700	302,600	349,200	372,400	403,400
35	204,400	303,900	351,000	373,400	404,100
36	206,100	305,200	352,800	374,500	404,800
37	207,400	306,500	354,300	375,300	405,400
38	209,000	307,800	355,700	376,200	406,000
39	210,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	212,100	310,400	358,500	377,900	406,900
41	213,600	311,700	360,000	378,700	407,300
42	215,200	313,000	360,800	379,500	407,500

43	228.800	284.600	324.400	372.400	391.200	419.200
44	230.400	285.300	325.500	373.400	391.900	419.500
45	232.000	286.000	326.400	374.300	392.600	419.800
46	233.700	286.600	327.700	375.400	393.300	420.100
47	235.000	287.300	329.000	376.300	394.000	420.400
48	236.300	287.900	330.300	377.300	394.700	420.700
49	237.600	288.600	331.400	378.200	395.200	420.900
50	238.700	289.200	332.700	378.900	395.800	421.200
51	239.800	289.900	333.900	379.600	396.400	421.400
52	240.900	290.600	335.100	380.200	397.100	421.700
53	242.000	291.100	336.400	380.600	397.500	421.900
54	242.900	291.700	337.400	381.200	398.100	422.200
55	243.800	292.300	338.500	381.800	398.700	422.500
56	244.800	293.000	339.600	382.500	399.200	422.800
57	245.800	293.600	340.300	382.800	399.600	423.000
58	246.700	294.200	341.200	383.500	400.200	423.300
59	247.600	294.800	341.900	384.200	400.800	423.600
60	248.400	295.500	342.700	384.800	401.300	423.800
61	249.200	296.100	343.500	385.100	401.700	424.000
62	249.900	296.700	343.900	385.600	402.200	424.300
63	250.500	297.200	344.400	386.200	402.700	424.600
64	251.100	297.700	345.100	386.800	403.300	424.800
65	251.800	298.200	345.900	387.100	403.600	425.000
66	252.400	298.800	346.600	387.700	404.000	425.300
67	253.000	299.300	347.300	388.400	404.300	425.600
68	253.600	299.900	347.900	389.000	404.700	425.800
69	254.100	300.300	348.400	389.400	405.000	426.000
70	254.700	300.800	349.000	389.900	405.300	426.300
71	225.300	301.300	349.500	390.500	405.600	426.600

43	216.800	274.600	314.300	361.800	380.300	407.800
44	218.400	275.300	315.400	362.800	381.000	408.100
45	220.000	276.000	316.300	363.700	381.700	408.400
46	221.700	276.700	317.600	364.800	382.400	408.700
47	223.000	277.400	318.900	365.700	383.100	409.000
48	224.300	278.100	320.200	366.700	383.800	409.300
49	225.600	278.800	321.400	367.600	384.300	409.500
50	226.700	279.500	322.700	368.300	384.900	409.800
51	227.800	280.200	323.900	369.000	385.500	410.100
52	228.900	280.900	325.100	369.600	386.200	410.400
53	230.000	281.500	326.400	370.000	386.600	410.600
54	231.100	282.200	327.500	370.600	387.200	410.900
55	232.200	282.800	328.600	371.300	387.800	411.200
56	233.300	283.500	329.700	372.000	388.300	411.500
57	234.400	284.100	330.400	372.300	388.700	411.700
58	235.400	284.800	331.300	373.000	389.300	412.000
59	236.400	285.400	332.000	373.700	389.900	412.300
60	237.300	286.100	332.800	374.300	390.400	412.500
61	238.200	286.700	333.600	374.600	390.800	412.700
62	239.100	287.400	334.000	375.100	391.300	413.000
63	239.900	288.000	334.600	375.700	391.800	413.300
64	240.700	288.500	335.300	376.300	392.400	413.500
65	241.400	289.000	336.100	376.600	392.700	413.700
66	242.000	289.600	336.800	377.200	393.100	414.000
67	242.600	290.100	337.500	377.900	393.500	414.300
68	243.200	290.700	338.100	378.500	393.900	414.500
69	243.800	291.200	338.600	378.900	394.200	414.700
70	244.400	291.700	339.200	379.400	394.500	415.000
71	245.000	292.300	339.700	380.000	394.800	415.300

72	<u>255.800</u>	<u>301.900</u>	<u>350.100</u>	<u>391.000</u>	<u>405.800</u>	<u>426.800</u>
73	<u>256.200</u>	<u>302.400</u>	<u>350.400</u>	<u>391.500</u>	<u>406.000</u>	<u>427.000</u>
74	<u>256.600</u>	<u>302.800</u>	<u>350.900</u>	<u>392.100</u>	<u>406.300</u>	
75	<u>256.900</u>	<u>303.100</u>	<u>351.200</u>	<u>392.500</u>	<u>406.600</u>	
76	<u>257.200</u>	<u>303.400</u>	<u>351.600</u>	<u>392.800</u>	<u>406.800</u>	
77	<u>257.500</u>	<u>303.600</u>	<u>352.000</u>	<u>393.200</u>	<u>407.000</u>	
78	<u>257.800</u>	<u>303.900</u>	<u>352.500</u>	<u>393.700</u>	<u>407.300</u>	
79	<u>258.100</u>	<u>304.100</u>	<u>353.000</u>	<u>394.100</u>	<u>407.600</u>	
80	<u>258.400</u>	<u>304.400</u>	<u>353.500</u>	<u>394.500</u>	<u>407.800</u>	
81	<u>258.700</u>	<u>304.600</u>	<u>353.800</u>	<u>394.900</u>	<u>408.000</u>	
82	<u>259.000</u>	<u>304.800</u>	<u>354.200</u>	<u>395.400</u>	<u>408.300</u>	
83	<u>259.300</u>	<u>305.100</u>	<u>354.600</u>	<u>395.800</u>	<u>408.600</u>	
84	<u>259.600</u>	<u>305.300</u>	<u>355.000</u>	<u>396.200</u>	<u>408.800</u>	
85	<u>259.900</u>	<u>305.600</u>	<u>355.300</u>	<u>396.500</u>	<u>409.000</u>	
86	<u>260.200</u>	<u>305.800</u>	<u>355.700</u>			
87	<u>260.500</u>	<u>306.100</u>	<u>356.100</u>			
88	<u>260.800</u>	<u>306.400</u>	<u>356.500</u>			
89	<u>261.100</u>	<u>306.700</u>	<u>356.700</u>			
90	<u>261.400</u>	<u>307.000</u>	<u>357.100</u>			
91	<u>261.700</u>	<u>307.300</u>	<u>357.500</u>			
92	<u>262.000</u>	<u>307.600</u>	<u>357.900</u>			
93	<u>262.300</u>	<u>307.800</u>	<u>358.100</u>			
94	<u>262.600</u>	<u>308.000</u>	<u>358.400</u>			
95	<u>262.900</u>	<u>308.300</u>	<u>358.800</u>			
96	<u>263.200</u>	<u>308.700</u>	<u>359.100</u>			
97	<u>263.500</u>	<u>308.900</u>	<u>359.400</u>			
98	<u>263.800</u>	<u>309.200</u>	<u>359.800</u>			
99	<u>264.100</u>	<u>309.500</u>	<u>360.200</u>			
100	<u>264.400</u>	<u>309.900</u>	<u>360.600</u>			

72	<u>245.500</u>	<u>292.900</u>	<u>340.300</u>	<u>380.500</u>	<u>395.000</u>	<u>415.500</u>
73	<u>246.000</u>	<u>293.400</u>	<u>340.600</u>	<u>381.000</u>	<u>395.200</u>	<u>415.700</u>
74	<u>246.400</u>	<u>293.900</u>	<u>341.100</u>	<u>381.600</u>	<u>395.500</u>	
75	<u>246.700</u>	<u>294.300</u>	<u>341.500</u>	<u>382.100</u>	<u>395.800</u>	
76	<u>247.000</u>	<u>294.600</u>	<u>341.900</u>	<u>382.400</u>	<u>396.000</u>	
77	<u>247.300</u>	<u>294.800</u>	<u>342.300</u>	<u>382.800</u>	<u>396.200</u>	
78	<u>247.600</u>	<u>295.100</u>	<u>342.800</u>	<u>383.300</u>	<u>396.500</u>	
79	<u>247.900</u>	<u>295.300</u>	<u>343.300</u>	<u>383.700</u>	<u>396.800</u>	
80	<u>248.200</u>	<u>295.600</u>	<u>343.800</u>	<u>384.100</u>	<u>397.000</u>	
81	<u>248.500</u>	<u>295.800</u>	<u>344.100</u>	<u>384.500</u>	<u>397.200</u>	
82	<u>248.800</u>	<u>296.000</u>	<u>344.500</u>	<u>385.000</u>	<u>397.500</u>	
83	<u>249.100</u>	<u>296.300</u>	<u>344.900</u>	<u>385.400</u>	<u>397.800</u>	
84	<u>249.400</u>	<u>296.500</u>	<u>345.300</u>	<u>385.800</u>	<u>398.000</u>	
85	<u>249.700</u>	<u>296.800</u>	<u>345.600</u>	<u>386.100</u>	<u>398.200</u>	
86	<u>250.000</u>	<u>297.100</u>	<u>346.000</u>			
87	<u>250.300</u>	<u>297.400</u>	<u>346.400</u>			
88	<u>250.600</u>	<u>297.700</u>	<u>346.800</u>			
89	<u>250.900</u>	<u>298.000</u>	<u>347.000</u>			
90	<u>251.200</u>	<u>298.300</u>	<u>347.400</u>			
91	<u>251.500</u>	<u>298.600</u>	<u>347.800</u>			
92	<u>251.800</u>	<u>299.000</u>	<u>348.200</u>			
93	<u>252.100</u>	<u>299.200</u>	<u>348.400</u>			
94	<u>252.400</u>	<u>299.400</u>	<u>348.800</u>			
95	<u>252.700</u>	<u>299.700</u>	<u>349.200</u>			
96	<u>253.000</u>	<u>300.100</u>	<u>349.500</u>			
97	<u>253.300</u>	<u>300.300</u>	<u>349.800</u>			
98	<u>253.600</u>	<u>300.600</u>	<u>350.200</u>			
99	<u>253.900</u>	<u>301.000</u>	<u>350.600</u>			
100	<u>254.200</u>	<u>301.400</u>	<u>351.000</u>			





第2条 更別村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後

現行

(通勤手当)

第8条の3 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

(通勤手当)

第8条の3 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

——（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）

ア 自動車の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3 (3) (略)  
 の施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定に

よる額

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給すること）が困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月の規則で定める日に支給する。

5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 (略)

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月

の規則で定める日に支給する。

4 (略)

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等）に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 (略)

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において

て、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日  
現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額  
に、100分の106.25

を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい  
ては、同項中「100分の106.25」とあるのは「100分の51.25」  
とする。

4～6 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

て、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日  
現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額  
に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には  
100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい  
ては、同項中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の  
107.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～6 (略)

第3条 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年更別村条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第4条 更別村職員の給与に関する条例 附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、更別村職員の給与に関する条例第14条第4項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、更別村職員の給与に関する条例第14条第4項の規定を適用する。</p> <p>6 更別村職員の給与に関する条例第14条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 更別村職員の給与に関する条例第4条第2項から第8項まで及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第4条 改正後の更別村職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第4項の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条第4項の規定を適用する。</p> <p>6 新給与条例第14条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第4条第2項から第8項まで及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の更別村職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

## 議案第4号

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年更別村条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年1月23日提出

更別村長 西山 猛

### 1 理由

国家公務員の給与の取扱いに準じて、パートタイム会計年度任用職員の宿直勤務に係る報酬額を改め、また、期末手当に関し、更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）第14条第2項の規定に準じた支給割合に改めるため、この条例を制定しようとするものである。

### 2 要旨

- (1) パートタイム会計年度任用職員で、宿直勤務に係る報酬額を6,660円から6,930円に改める。
- (2) パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合を1.25から1.2625に改める。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年更別村条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(宿直勤務に係る報酬)</p> <p>第27条 宿直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき<u>6,930円</u>の宿直勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 月額パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、支給対象月における報酬（第21条に規定する報酬に限る。）の合計額を支給対象月の数で除した額に<u>1.2625</u>を乗じた額に支給対象月の数を6月で除した数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>3 月額パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、報酬の日額に支給対象月における出勤日数の合計を支給対象月の数で除した数を乗じた額に<u>1.2625</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(宿直勤務に係る報酬)</p> <p>第27条 宿直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき<u>6,660円</u>の宿直勤務に係る報酬を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 月額パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、支給対象月における報酬（第21条に規定する報酬に限る。）の合計額を支給対象月の数で除した額に<u>1.25</u>を乗じた額に支給対象月の数を6月で除した数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>3 月額パートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当の額は、報酬の日額に支給対象月における出勤日数の合計を支給対象月の数で除した数を乗じた額に<u>1.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月以前の期間を支給対象月として支給されるパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関しては、この条例の施行後も、なお従前の例による。